

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**平成 28 年8月 15 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの**

**3件**

**厚生年金保険関係**

**3件**

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1501777 号  
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1600179 号

## 第1 結論

請求者のA社における別表1の第1欄に掲げる月に係る期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。なお、標準報酬月額については、別表1の第5欄のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和36年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成2年1月1日から平成15年6月1日まで

請求期間はA社に勤務していたが、記録されている標準報酬月額が控除されていた厚生年金保険料に見合っていない。請求期間の標準報酬月額を控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、別表1の第1欄に掲げる月に係る期間について、請求者から提出された給与支給明細書により、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算出される請求者の当該期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていていることが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算出される標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表1の第1欄に掲げる月に係る期間の標準報酬月額について、上記給

与支給明細書により確認できる保険料控除額又は報酬月額からそれぞれ同表の第4欄に掲げる額から同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち、別表2の第1欄に掲げる月に係る期間について、請求者から提出された給与支給明細書により、同表の第2欄、第3欄及び第4欄に掲げるとおり、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算出される標準報酬月額もしくは厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又はその双方が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、標準報酬月額の訂正是認められない。

なお、事業主が請求者に係る別表1の第1欄に掲げる月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業所は解散し、事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、当該期間について、給与支給明細書において確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算出される標準報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されていた標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書により確認できる当該期間の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の別表1の第1欄に掲げる月に係る期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

別表1

第1欄 請求対象月	第2欄 報酬月額に見合う標準報酬月額	第3欄 控除額に見合う標準報酬月額	第4欄 訂正前(オンライン記録)の標準報酬月額	第5欄 訂正後の標準報酬月額
平成2年12月、平成3年6月、同年7月及び同年9月	41万円	44万円	38万円	
平成3年12月	41万円	41万円	36万円	41万円
平成4年9月、同年10月及び同年12月	41万円	41万円	38万円	
平成5年11月	47万円	47万円	44万円	
平成5年12月	47万円	47万円	41万円	
平成6年2月	47万円	47万円	44万円	
平成6年3月	47万円	47万円	41万円	
平成6年4月	47万円	47万円	38万円	
平成6年5月	47万円	47万円	41万円	
平成6年6月	47万円	47万円	44万円	
平成6年9月	47万円	47万円	41万円	
平成6年10月	41万円	41万円	36万円	41万円
平成8年7月	59万円	47万円	44万円	47万円
平成8年10月及び同年11月	50万円	50万円	44万円	
平成8年12月	50万円	50万円	41万円	
平成9年1月及び同年2月	50万円	50万円	44万円	
平成9年8月	50万円	50万円	47万円	
平成9年11月及び同年12月	53万円	53万円	44万円	
平成10年1月、同年3月から同年7月まで	53万円	53万円	47万円	
平成10年8月	53万円	53万円	50万円	
平成10年9月	53万円	53万円	41万円	
平成10年10月	47万円	47万円	38万円	
平成10年11月及び同年12月	47万円	47万円	41万円	47万円
平成11年7月	47万円	47万円	44万円	
平成11年12月及び平成12年4月	50万円	50万円	44万円	
平成12年7月	50万円	50万円	47万円	
平成12年12月	50万円	50万円	44万円	
平成13年1月	50万円	50万円	47万円	
平成13年2月	50万円	50万円	44万円	
平成13年3月	50万円	50万円	47万円	
平成13年4月	50万円	50万円	44万円	
平成13年6月	50万円	50万円	47万円	
平成13年7月	50万円	50万円	44万円	
平成13年11月	47万円	47万円	41万円	
平成13年12月から平成14年9月まで	47万円	47万円	38万円	47万円

別表2

第1欄 請求対象月	第2欄 報酬月額に見合う標準報酬月額	第3欄 控除額に見合う標準報酬月額	第4欄 オンライン記録の標準報酬月額
平成2年1月から同年8月まで	36万円	30万円	
平成2年9月及び同年10月	41万円	30万円	30万円
平成2年11月	41万円	30万円	41万円
平成3年1月から同年4月まで	41万円	44万円	44万円
平成3年5月、同年8月及び同年10月	41万円	44万円	
平成3年11月及び平成4年1月	41万円	41万円	41万円
平成4年2月	41万円	41万円	
平成4年3月	41万円	44万円	44万円
平成4年4月から同年6月まで	41万円	44万円	
平成4年7月、同年8月、同年11月、平成5年1月から同年8月まで	41万円	41万円	41万円
平成5年9月	41万円	41万円	
平成5年10月、平成6年1月、同年7月及び同年8月	47万円	47万円	47万円
平成6年11月から平成7年5月まで	41万円	36万円	
平成7年6月から同年8月まで	50万円	36万円	36万円
平成7年9月	50万円	36万円	
平成7年10月から平成8年6月まで、同年8月	59万円	47万円	47万円
平成8年9月	59万円	47万円	
平成9年3月から同年7月まで、同年9月	50万円	50万円	50万円
平成9年10月及び平成10年2月	53万円	53万円	53万円
平成11年1月から同年6月まで、同年8月及び同年9月	47万円	47万円	47万円
平成11年10月	50万円	47万円	
平成11年11月、平成12年1月から同年3月まで、同年5月、同年6月、同年8月から同年11月まで、平成13年5月、同年8月及び同年9月	50万円	50万円	50万円
平成13年10月	47万円	50万円	47万円
平成14年10月	38万円	47万円	
平成14年11月から平成15年2月まで	38万円	38万円	38万円
平成15年3月	38万円	38万円	
平成15年4月及び同年5月	38万円	50万円	41万円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600141 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600180 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年7月31日の標準賞与額を25万円、同年12月28日の標準賞与額を25万円、平成20年7月31日の標準賞与額を25万円、同年12月29日の標準賞与額を24万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月31日、同年12月28日、平成20年7月31日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月31日、同年12月28日、平成20年7月31日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年7月31日  
② 平成19年12月28日  
③ 平成20年7月31日  
④ 平成20年12月29日

A社に勤務した期間に支給された請求期間①から④までの標準賞与額の記録がない。賞与が支給されていたことは、預金通帳で確認できるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された「賞与支払」資料及び請求者から提出された給与振込口座の銀行預金通帳により、請求者は、請求期間①から④までにおいて、同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された賞与に係る給与支給明細書により、請求期間①から④までについて厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間①から④までにおいて、A社から賞与を支給

され、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、A社から提出された上記「賞与支払」資料、請求者から提出された上記給与振込口座の預金通帳及び複数の同僚から提出された上記給与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は25万円、請求期間②は25万円、請求期間③は25万円、請求期間④は24万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600142 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600181 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月29日の標準賞与額を1万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月29日

A社に勤務した期間に支給された請求期間の標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されていることが給与支給明細書で確認できるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る「給与支給明細書 2003年12月分賞与」により、請求者は請求期間において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。